

議案第51号

木津川市職員の定年等に関する条例及び木津川市職員の給与に関する条例の一部改正について

木津川市職員の定年等に関する条例（平成19年木津川市条例第29号）及び木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年8月30日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

役職定年制度の特例である異動期間の延長に係る規定を設けるため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員の定年等に関する条例及び木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（木津川市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第1条 木津川市職員の定年等に関する条例（平成19年木津川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u></p> <p>第9条 <u>任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、</u></p>	

当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退

職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第12条・第13条 (略)

第9条・第10条 (略)

(木津川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 木津川市職員の給与に関する条例(平成19年木津川市条例第47号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="331 342 424 376">附 則</p> <p data-bbox="248 405 464 439">1～11 (略)</p> <p data-bbox="248 468 783 566">12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p data-bbox="288 595 464 629">(1) (略)</p> <p data-bbox="272 658 783 1126"><u>(2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p data-bbox="272 1155 783 1312"><u>(3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員</u></p> <p data-bbox="248 1341 496 1375">13～15 (略)</p>	<p data-bbox="908 342 1000 376">附 則</p> <p data-bbox="823 405 1038 439">1～11 (略)</p> <p data-bbox="823 468 1358 566">12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p data-bbox="863 595 1038 629">(1) (略)</p> <p data-bbox="847 1155 1358 1252"><u>(2) 法第28条の7第3項の規定により勤務している職員</u></p> <p data-bbox="823 1341 1070 1375">13～15 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第51号 木津川市職員の定年等に関する条例及び木津川市職員の給与に関する条例の一部改正について	
担 当 課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>現行の木津川市職員の定年等に関する条例においては、役職定年制度の特例である異動期間の延長に係る規定を設けていないため、役職定年制度により一律に管理監督職から降任することとなります。</p> <p>しかしながら、特例が必要となる場合も想定されることから、条例に異動期間の延長に係る規定を設けるため、所要の改正を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体の状況を調査し、課内で改正案を策定 ・調整会議（7月17日）、政策会議（7月25日）に提案 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度（令和7年度以降）	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>特例を設けることにより、公務運営上の著しい支障の発生を未然に防ぐことが可能となります。</p>	